

青森県報

号外第九十一号

平成十三年十月二十六日(金曜日)

目 次

教育委員会

○教育職員検定による教科に関する科目及び教職に関する科

目等の単位修得方法……………(義務教育課) ……

教育委員会

青森県教育委員会告示第十二号

平成二年三月五日青森県教育委員会告示第二号(教育職員検定による教科に関する科目及び教職に関する科目等の単位修得方法)の全部を改正する。

平成十三年十月二十六日

青森県教育委員会

教育職員検定による教科に関する科目及び教職に関する科目等の単位修得方法

教育職員検定により免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目、教職に関する科目、養護に関する科目及び特殊教育に関する科目の単位の修得方法は別表のとおりとする。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 この告示が施行される日までに、改正前の単位修得方法別表(一)、(三)、(四)、

(五)、(六)、(七)、(十)、(十一)及び(十四)により単位の一部を修得している者(現に修得中の者を含む。)の単位の修得方法は、平成十五年三月三十一日までに全部修得した場合に限り、従前の例による。

(1) 幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭専修免許状
 教員としての在職年数と修得単位を条件として幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭専修免許状の授与を受けようとする場合の単位の修得方法は次の表による。

免 許 状 の 種 類	幼稚園・小学校・中学校教諭専修免許状						高等学校教諭専修免許状									
	別表第3・別表第5						別表第3・別表第5									
免 許 法 規 則	第11条・第16条						第11条・第16条									
規 定	別表第3・別表第5						別表第3・別表第5									
教 員 と し て の 在 職 年 数	3	4	5	6~	3	4	5	6~	5	6	7~	1	2	3~		
修 得 す る こ と を 必 要 と す る 総 単 位 数	15	12	9	6	15	12	9	6	10	7	6	10	7	6		
教 科 に 関 す る 科 目 単 位 数									6	4	4	4	3	2		
教 職 に 関 す る 科 目 単 位 数									4	3	2	6	4	4		
免 許 法 規 則 第 六 条 に 定 め る 科 目 区 分	第三 欄		第四 欄		免 許 法 規 則 第 六 条 に 定 め る 科 目 区 分		免 許 法 規 則 第 六 条 に 定 め る 科 目 区 分		免 許 法 規 則 第 六 条 に 定 め る 科 目 区 分		免 許 法 規 則 第 六 条 に 定 め る 科 目 区 分		免 許 法 規 則 第 六 条 に 定 め る 科 目 区 分			
	教育の基礎理論に関する科目	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育課程の意義及び編成の方法	各教科の指導法	道徳の指導法	特別活動の指導法	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	進路指導の理論及び方法	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	1	1	1	1	
該 当 者	幼稚園・小学校・中学校教諭1種免許状						高等学校教諭1種免許状						旧教員養成諸学校等を卒業した者		旧大学等による学位を有する者	
備 考	(1) 教科に関する科目の単位の修得方法は、附表(2)により修得するものとする。 (2) 各教科の指導法の単位の修得方法は、授与を受けようとする免許教科科について修得するものとする。 (3) 教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第2条から第5条までに規定する教科に関する科目（中学校及び高等学校にあっては、当該専修免許状の授与を受けようとする者が有する1種免許状の教科に応じた教科に関する科目）又は同規則第6条に規定する教職に関する科目のうち1以上の科目について修得するものとする。															